The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	《文献紹介》インゲボルク・マウス著「憲法か条約か――グローバルな政治の法制化のために」、ユルゲン・ハーバーマス著「コミュニケーション的合理性と国境を越えた政治―返答」
Author(s)	崎山, 英俊
Citation	メタフュシカ. 2019, 50, p. 131-137
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/73772
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

《文献紹介》

インゲボルク・マウス著「憲法か条約か――グローバルな政治の法制化のために」

Ingeborg Maus, »Verfassung oder Vertrag. Zur Verrechtlichung globaler Politik«, in: Peter Niesen, Benjamin Herborth （Hg.）, *Anarchie der kommunikativen Freiheit*, Suhrkamp, 2007, S. 350-382.

ユルゲン・ハーバーマス著「コミュニケーション的合理性と国境を越えた政治――返答」

Jürgen Habermas, »Kommunikative Rationalität und grenzüberschreitende Politik: eine Replik«, a. a. O., S. 406-459.

崎山英俊

マウスとハーバーマスは現代ドイツを代表する哲学者である。ハーバーマスが主宰した研究会の成果として刊行された『民主制理論の啓蒙のために』と『事実性と妥当』は、両者の法理論の主著として知られている[1]。これらの著作では、従来の法理論において一方が他方に優先されると考えられてきた人権と人民主権が相互補完的な関係にあるものとして捉えなおされる。個人の権利を保障する法と、正統な法を定める手続きとしての民主制とが、基礎づけのレヴェルで互いに相手を前提しながら成立するというのが両者に共通する発想である[2]。

このように民主的な法治国家を正当化する仕方について概ね一致していたマウスとハーバーマスは、国家を超えた法秩序という局面で決別することになる。本稿で紹介するマウスの論文は、ハーバーマスの国際秩序の構想を批判的に論じるものである。他方のハーバーマスは、同じ論文集の巻末論文で、マウスを含む寄稿者たちへの「返答」を試みている。以下では、両者の間でなされた議論に焦点をあて、マウスが主題化するカントと国際秩序という二つの観点から各自の見解を考察する。

---

1 Ingeborg Maus, *Zur Aufklärung der Demokratietheorie*, Suhrkamp, 1992; Jürgen Habermas, *Faktizität und Geltung*, Suhrkamp, 1992.

2 ハーバーマスとマウスの国内および国際的な法理論を対比的に考察するものとして次が有益である。Peter Niesen, Oliver Eberl, »Demokratischer Positivismus: Habermas und Maus«, in: Sonja Buckel, u. a. (Hg.), *Neue Theorien des Rechts*, Lucius & Lucius, 2006, S. 3-28.

１．マウスの議論

国際秩序に関するハーバーマスの議論が前提するのは、「従来の国内法と国際法の概念はもはや有効ではない」（357）[3] という事情である。それによると、グローバル化の時代の諸問題に応じるためには、諸国家に不可侵の主権を認める国際法では不十分であり、諸国家の法に優先して適用される世界憲法が必要である。したがって、ハーバーマスは自身の構想を「国際法の立憲化」[4] と呼ぶ。これに対して、民主制は国民国家においてのみ可能であると考えるマウスは、主権国家間の条約に基づく国際秩序を主張している。ここでは後者の議論の内容を、ハーバーマスのカント解釈への批判（1）、国民国家を超えた憲法構想への批判（2）の順にみていく。

１－１．

マウスはまず、ハーバーマスのカント解釈の変化について言及している（Vgl. 358）。ハーバーマスはもともと、カントの『平和論』を、世界共和国の理念に代えて諸国家連合という「代替物」（VIII 357）[5] を擁護する著作として批判していた[6]。しかし後になって、カントは世界共和国を完全に断念しているわけではないと考えられるようになる。この新たな解釈によって、ハーバーマスは自身の構想をカントの「世界市民的体制」の理念の上に基礎づけるのである。

ではこの解釈に従えば、カントはなぜ理念について語ることに満足せず、より現実的な連合の構想まで提示するのか。また後述のように、ハーバーマスにおいて世界市民的体制は世界共和国のような国家モデルとは異なる形で描かれるが、カントはなぜ両者を重ね合わせるのか。ハーバーマスは以上の問いに、カントが囚われていたとされる三つの「概念的制約」（360）によって答えるが、これらについてマウスは異議を唱えている。

第一の制約は、カントが人民主権を不可分のものと考えていることである。マウスは、このこと自体はたしかに事実として認められるが、しかしその含意はハーバーマスの理解とは異なると主張する。「カントにおいて人民主権は人民の立法権限として明白に規定されており、不分割の人民主権が意味するのは人民が独占的にすべての立法権を、しかし同時にただ立法権だけを保持しているということにほかならない」（361）。それによってカントは、人民主権に由来する立法権と、執行権および司法権との関係を定めているのである。これに対してハーバーマスは主権の不可分性を、権力の分立ではなく中央集権主義に結びつけ、連邦主義的な「主権の分割」に対置させた上で、カントの制約を連邦制の世界共和国という考えに思い至らなかった点に見ている。しかしこのような仕方ですでに、「人民主権のグローバルな行使不可能性」というカントが世界国家に反対する「規範的根拠」が看過されているとマウスはいう（ebd.）。

第二の制約として、カントのナショナリズム的な思考様式が挙げられる。ハーバーマスは、カ

---

3 Vgl. Jürgen Habermas, *Der gespaltene Westen*, Suhrkamp, 2004, S. 72.

4 ハーバーマスの「国際法の立憲化」論は、本稿で紹介する論文の他、主に以下で展開されている。Jürgen Habermas, »Hat die Konstituionalisierung des Völkerrechts noch eine Chance?«, a. a. O., S. 113-193; ders., »Eine politische Verfassung für die pluralistische Weltgesellschaft?«, in: *Zwischen Naturalismus und Religion*, Suhrkamp, 2005, S. 324-365.

5 カントの著作からの引用は、アカデミー版全集を用いて、その巻数と頁数を本文中の丸括弧内に表記する。

6 Jürgen Habermas, *Die Einbeziehung des Anderen*, Suhrkamp, 1996, S. 192-236.

ントが世界共和国を理念と呼ぶにもかかわらず現実的には連合を支持するのは、諸国家を統合する単一の世界国家が「魂なき専制」（VIII 367）に堕落し、「諸国民の文化的特色とアイデンティティ」[7] を画一化するのを恐れたからであると主張する。しかし、マウスが同じ典拠から読みとるのは上述の「規範的根拠」である。「『なぜなら、法律は統治範囲が拡大するにつれてますます威力を失い』、最終的に世界国家に至って『無法状態（Anarchie）』へと瓦解するからである。それゆえ、ここでカントが世界国家を否定する規範的根拠となるのは法の支配の不在である」（362; vgl. VIII 367）（以下、強調は原著者）。したがってマウスの解釈では、カントが世界共和国を斥けるのは、一定の文化やアイデンティティを共有するネーションの保護のためではなく、国民国家でのみ実現可能な「共和主義的な自由」（ebd.）のためである。これは、ここでの文脈では「あらゆる市民の法制定プロセスへの参加としての人民主権」（352）を行使する自由を意味する。

第三の制約は、二種類の憲法の区別に関わっている。カントやルソーにおいて、立憲化とは国家の恣意的な権力を法制化し、人民の意志に基づく新たな体制を設立することを意味する。そのため憲法は「統治を創設する」[8] のであり、ここでは体制と国家が同時に成立する。ハーバーマスは、カントが世界市民的体制を国家以外の形で構想できなかったのは、こうした憲法概念に依拠していたからであるという。しかしマウスによれば、カントにおいて憲法が創設するのは、国家による統治などではなく、人民の立法権である。また、ハーバーマスがカントに反対してもちだす「権力を制限する」[9] 憲法は、実際にはカントの法概念に対立するものではない。というのも、既述のように、カントは人民主権を立法権に限定することによって権力の分立および相互制御を基礎づけているからである。それゆえマウスの解釈では、二つの憲法は、人民主権を立法権として「手続き化」（363）する憲法に還元されることになろう。

このように、マウスはカントの制約として想定される事柄をいずれも斥けている。ハーバーマスに従えば、これらの制約からカントは世界市民的体制――世界共和国の形をとる――を理念とするにもかかわらず、現実的には連合を支持している。しかしマウスに従えば、カントの構想は人民主権という規範的根拠だけに基づくものである。人民主権は国内でのみ行使可能であるから、世界共和国において民主的な立法はありえない。こうした理由から、カントは世界共和国を断念し、連合を支持しているとマウスは考える。

１－２．

国際秩序に関するマウスの主張は、以上のカント解釈からすでに明らかである。

> 民主制は小規模の統合体でのみ組織されうる。これは、カントがグローバルな法制化の形式として条約を主張し、憲法の概念を個別国家に留保していることの本来的な根拠である。（370）

---

7 Habermas, »Eine politische Verfassung...«, a. a. O., S. 327.

8 Habermas, a. a. O., S. 328.

9 Ebd.

マウスにとって、世界市民的体制は、規模の「巨大さ」(365) ゆえに民主的には実現不可能であり、「潜在的な人民主権としての国家主権」(371) を非民主的な仕方で制限することになるという点で望ましくもない。したがって、マウスが構想するのは、国内で民主的に批准される条約に基づく国際秩序であり、自由な諸国家からなる連合制である。

この視角からマウスがとくに問題視するのは、ハーバーマスにおいても世界憲法を民主的に制定する方途が考えられていないことである。国際法の立憲化の意義は、国際連合（以下、国連）による人権のグローバルな保障を可能にするという点にある。国連憲章が法的効力をもつ憲法として立憲化されれば、国際的な人権問題に対して、国連は人道的勧告に留まらず、国内におけるのと同様に法的手段をとりうるようになる。たとえ国家による人権侵害があった場合でも、諸個人は世界市民としてそのことを正当に訴えることができるのである。ところがハーバーマスは、「たとえ適切な改革がなされたとしても、世界組織の直接の成員は国民国家であり世界市民ではない」[10] として、世界市民による主権の行使を否定する。国連はそれ自体世界共和国になるべきではなく、「世界共和国が存在しなければ〔…〕世界議会は存在しえないから」[11]、世界市民は国連の法を定めるプロセスに参加できないのである。この場合、マウスが指摘するように、グローバルな次元では「人権がすべての民主的手続きから独立する」(373) ことになろう。

それゆえハーバーマスは、国家の法理論では「自由権と人民主権の等根源性」(ebd.) を主張していたにもかかわらず、ここでは人民主権に対して人権を優先させている。他方、マウスは、現行の国連憲章にある加盟国の「主権の平等」(第二条第一項) を「はじめて手続き化」(380) することで[12]、国際的な人権政治は国家市民の合意により正当化されると考える。したがってマウスは、ハーバーマスとは対照的に、グローバルな次元では人権に対して（国内の）人民主権を優先させているといえる。

２．ハーバーマスの議論

ここでは、マウスの批判に対するハーバーマスの返答をみていく。まず、カントの世界市民的体制の理念について再度論じられる箇所を確認する (1)。その上で、マウスが指摘していた、国民国家を超えた法秩序における民主的手続きの不在という問題がいかにして解決されるかを考察する (2)。

２－１．

１－１でみたように、マウスはカントにおける世界共和国の否定を、人民主権の原理に基づく規範的な考察によるものであると主張していた。この点について、ハーバーマスは次のように答えることで、カントの考察はあくまで現実的な観点からなされているにすぎないことを強調している。「カントは〔…〕グローバルな法制化の可能な形式としての世界市民的体制を原則的に斥

[10] Habermas, a. a. O., S. 335.

[11] Ebd.

[12] 具体的には、安全保障理事会の決議に対する国連総会の拒否権の制度化が提言されている。

けることは決してなかった」(440)。

争点となるのは、マウスが「規範的根拠」として掲げる「民主制は小規模の統合体でのみ組織されうる」(370) という主張である。ハーバーマスは、この主張に適しているのはカントではなくルソーの議論であると指摘する。ルソーにとって、正統な法の根拠となる一般意志は、市民たちがもつ「政治的なエートス」(441) に基づいてのみ成立する。いいかえれば、各人の個別意志を統合して一般意志を形成することができるのは、一定の価値観を共有する具体的な「ネーション」(ebd.) の存在がすでに前提されているためである。こうした前提に立てば、たしかに民主制は「国民国家でのみ組織されうる」(361) だろうから、国民国家を超えているにもかかわらず民主的な法秩序はありえないことになる。しかしハーバーマスからみれば、こうした議論は世界市民的体制に対する「『倫理的な』反論」(441) 以上のものではなく、普遍的妥当性をもちうるものではない。いうまでもなく、ネーションは「偶然的で歴史的な布置関係」[13] の産物にすぎないからである。他方、抽象的な「自律」の概念から出発するカントは、少なくとも理論上はネーションの存在を前提することなく、「民主的手続きだけが一般意志を形成しうると考え」ている (ebd.)。したがって、ハーバーマスのカント解釈に従えば、民主制の実現可能性と法的体制の規模は理論的には無関係なのである。

このように、ハーバーマスは世界市民的体制の理念を擁護するが、それが世界共和国という形をとることは現実的でないと考える。このことは『平和論』の第五予備条項の議論を用いて説明される。第五予備条項は「いかなる国家も他の国家の体制や政府に暴力をもって介入すべきではない」というものであり、たとえ国家が紛争状態にあったとしても、「外部の力の介入」は「たんに自分たちの内患と格闘しているだけの人民の諸権利の侵害」であるとして反対される (VIII 346)。ハーバーマスによれば、そのように述べられるのは、国家はいかに不正な状態にあろうともなお「法的性格」(441) をもっており、その限りで「平等な自由という理念」(ebd.) を示しているからである。カントが現実的には諸国家連合を主張するのはそのためであるとされるが、ハーバーマスが世界共和国を「非現実的」(442) とし、国連を軸とする国際秩序を主張するのも、同様の根拠によるものと考えられる。

これに対してマウスは、この予備条項の議論を「国家主権は潜在的な人民主権だから」(366)、すべての国家主権は保護に値するという主張へと先鋭化している。国連の法が加盟国の主権を制限するとしたら、それに伴い国内の人民主権が侵害されてしまうというのである。このように国家主権を人民主権の裏面であるかのようにみなす主張は、「古典的な国際法〔…〕への回帰戦略」(439) と否定的に評価されており、ハーバーマスがそれに与することはない。しかし前段で述べたように、諸国家が国連の加盟国として存続すべきならば、国内の人民主権の保障はなおも必要である。そこで問題となるのは、国連の法が人民主権を損なうことなく国家主権を制限することはいかにして可能かということである。

---

[13] Jürgen Habermas, *Zur Verfassung Europas*, Suhrkamp, 2011, S. 52.

２－２.

さて、１－２でみたように、マウスは国連の法が民主的手続きから独立して制定されることを批判していた。それは、ハーバーマスの構想では国連に世界議会は存在しえないとされており、世界市民が立法プロセスに参加する機会をもたないためであった。こうした正当な批判を受けて、ハーバーマスは構想を修正し、「加盟国の民主的に選ばれた議会の代表から〔…〕構成される国連総会は、まずは制憲議会として開かれ、〔…〕世界議会として恒常化される」（450）と考えるようになる。では、制憲議会および世界議会として確立された総会において、国連の法はいかにして民主的に定められうるのか。

重要なのは、総会を構成する代表がそれぞれの加盟国において民主的に選ばれた人々だということである。代表は、世界市民の人権を法制化する限りにおいて、世界市民の立場を代表する。これらの代表により制定される法は、加盟国の法に優先して適用され、場合によっては人権保護のために加盟国の主権を制限するものである。にもかかわらず、こうした法の制定に、加盟国の成員が何らかの仕方で関与できないとすると、これらの成員はみずからが主権者として定めたのではない法を遵守しなければいけないことになる。この場合、国連の法の遵守は人民主権の原理に反した仕方で行われている。したがって、ハーバーマスが描くのは、国連代表が、世界市民の立場だけではなく、自身を選出した加盟国の市民の立場もまた代表して法を制定するという構想である。

> 加盟国の代表および世界市民社会の市民は、個人からなる連合（Personalunion）においては、競合する正義のパースペクティヴを調和させることもしなければならない。国連代表は、各自の国民国家の市民を代表することを、世界市民としての資格にある同一の市民の利害関心を代表するという課題と結びつけなくてはならない。（450 f.）

国連代表は、同一の人格において、それぞれの国民国家に帰属する個人と世界市民の一員としての個人という二つの立場に立つ。こうした「国連代表の二重の性格」（451）によって、国内で保障されている市民の自由を侵害するような決議は「アプリオリ」（ebd.）に阻止されることになる。このような仕方で、加盟国の主権を制限する国連の法は、各国の市民の主権を損なうことなく民主的に定められうるのである[14]。

おわりに

本稿では、カントと国際秩序に関するマウスとハーバーマスの議論を紹介した。マウスによれば、カントは人民主権の原理という規範的根拠から、世界共和国を斥け、諸国家連合を支持している。この連合は、潜在的な人民主権としての国家主権を加盟国に等しく保障するものである。

---

[14] これと同様の考え方は、前注の EU 論の著作にも見られる。その詳細については次を参照。舟場保之「道徳的権利ではなく、法理的権利としての人権について」、御子柴善之、舟場保之、寺田俊郎（編）『グローバル化時代の人権のために』、上智大学出版、2017 年、110-112 頁。なお、本段落の叙述は同論文の 112 頁を参考にした。

こうした解釈の下、マウスは、それぞれの主権国家の民主的手続きと結びついた条約によってのみ民主制に適った国際秩序は可能であると主張していた。

これに対してハーバーマスは、マウスの議論がルソー的な社会契約論を前提することを指摘していた。民主制の成立根拠を倫理的な国民共同体に求めるルソーとは異なって、カントの民主制の理念は、国民国家を超えた次元へと拡張されうるものである。さらにハーバーマスは、国際秩序における二つの法的主体を想定することで、カントの世界共和国とも異なる形で世界市民的体制を構想していた。国連代表が世界市民と各自の加盟国の市民の立場を同時に代表することにより、加盟国の法に優先して適用される国連の憲法は、加盟国の市民にとっても正統な法として制定されうるのである。

したがって、ハーバーマスの構想において、「自由権と人民主権の等根源性」（373）はグローバルな次元でも成立するといえる。もちろん、この結論がもつ規範的含意を明らかにするためには、等根源性テーゼそのものに関する考察が必要である。こうした作業によって、ハーバーマスの法理論の全体を、人権と人民主権の結びつきという観点から首尾一貫した仕方で検討できるようになると考えられる。

（さきやまひでとし　哲学哲学史・博士前期課程）